

#### ④ 環境対策支援事業

- ・ 補助対象…………… 個人、自治組織及び団体
- ・ 補助メニュー… ①太陽光発電システムの設置  
②太陽熱高度利用システムの導入
- ・ 補助金額…………… ①発電量1kw当たり7万円(上限30万円)  
②システム導入事業費の1/5以内(上限10万円)
- ・ 条 件…………… 営利を目的としないこと  
(財)新エネルギー財団の整備による施設とすること  
個人にあつては税等の滞納がないこと



#### ⑤ 老朽倒壊危険家屋等撤去支援事業

- ・ 補助対象…………… 自治組織及びその連合体
- ・ 事業内容…………… 地域計画に明記された災害時等に倒壊の可能性が高い住宅及びその付帯物等を取り壊すことで、隣接住民の安全、避難路及び避難地の確保や整備、防災広場等の空き地を確保する事業
- ・ 補助対象…………… 解体費、処分費、整地費
- ・ 補助金額…………… 事業費の2/3以下、上限150万円
- ・ 条 件…………… 対象物件についての交渉及び借地料等については、自治組織が責任をもって対処すること  
当該用地は、取り壊し後10年間は自治組織等が管理し、所有者個人が私的に利用しないこと  
老朽木造家屋を原則対象とする  
神社、仏閣等宗教施設は除く

## 2. 事業の進め方

### ① 自治組織

#### (ア) 地域計画づくり

地域計画をつくるにあたり、地域計画策定支援事業の助成を受けることができます。  
(例：講演会、コーディネーター招致)  
(1地域原則1回限り20万円以内)

#### (イ) 地域計画の策定

町内会総会もしくは町内会役員会での承認が必要となります。

#### (ウ) 地域計画の届出

役場総務企画課へ届け出て下さい。

#### (エ) 各種地域づくり支援事業等の補助申請

役場総務企画課へ申請して下さい。

#### (オ) 当該地域づくり事業の審査

審査委員会により事業の審査を行います。審査委員会に参加していただきます。

#### (カ) 当該地域づくり事業の交付決定

町長決裁後、交付決定通知書にて通知します。

#### (キ) 当該地域づくり事業完了及び実績報告の提出

役場総務企画課へ実績報告を提出して下さい。

#### (ク) 補助金の支払い

原則補助金の支払いは実績報告後になりますが、事業を円滑に進めるために前払いで請求することができます。

### ② 団体

#### (ア) 地域づくり推進団体登録

町内会が認知する必要があります。認知後、役場総務企画課へ登録申請書を届け出て下さい。

#### (イ) 各種地域づくり支援事業等の補助申請

認知した町内会が策定した地域計画に盛り込まれている必要があります。

#### (ウ) 左記の自治組織(エ)～(ク)と同じ。

### ③ 個人

#### (ア) 環境対策支援事業の申請

役場総務企画課へ申請して下さい。

#### (イ) 左記の自治組織(カ)～(ク)と同じ。

実績報告後に補助金を支払います。前払いは行いません。  
税金等滞納がある場合は、認められません。

【お問い合わせ先】 役場総務企画課 ☎77-3611

